○経済産業省令第六十二号

電力取引監視等委員会令（平成二十七年政令第三百九号）第三条第三項の規定に基づき、電力取引監視等委員会事務局組織規則を次のように定める。

平成二十七年八月三十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

電力取引監視等委員会事務局組織規則

（事務局に置く課）

第一条　電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の事務局に、次の三課を置く。

総務課

取引監視課

ネットワーク事業監視課

（総務課の所掌事務）

第二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　委員会の人事に関すること。

二　委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。

三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四　委員会の保有する情報の公開に関すること。

五　委員会の保有する個人情報の保護に関すること。

六　委員会の所掌事務に関する総合調整に関すること。

七　広報に関すること。

八　委員会の機構及び定員に関すること。

九　委員会の所掌に係る会計及び会計の監査に関すること。

十　委員会所属の物品の管理に関すること。

十一　委員会の所掌に係る国際関係事務の総括に関すること。

十二　あっせん、仲裁及び苦情の申出に関すること。

十三　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第六十六条の十五の規定による公表に関すること。

十四　前各号に掲げるもののほか、委員会の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（取引監視課の所掌事務）

第三条　取引監視課は、委員会の所掌事務に係る電気の小売及び卸売に関する事務（ネットワーク事業監視課の所掌に属するものを除く。以下「取引監視事務」という。）をつかさどる。

（ネットワーク事業監視課の所掌事務）

第四条　ネットワーク事業監視課は、委員会の所掌事務に係る次に掲げる事務（以下「ネットワーク事業監視事務」という。）をつかさどる。

一　電気の変電、送電及び配電に関すること。

二　最終保障供給約款に関すること。

三　広域的運営推進機関に関すること。

（小売取引検査管理官、上席小売取引検査官、小売取引検査官、卸取引検査管理官、上席卸取引検査官及び卸取引検査官）

第五条　取引監視課に、小売取引検査管理官一人、上席小売取引検査官三人、小売取引検査官四人、卸取引検査管理官一人、上席卸取引検査官三人及び卸取引検査官三人を置く。

2　小売取引検査管理官は、命を受けて、取引監視事務（電気の小売に係る業務及び経理の監査に関するものに限る。次項及び第四項において同じ。）に従事し、並びに上席小売取引検査官及び小売取引検査官の行う事務を整理する。

3　上席小売取引検査官は、命を受けて、取引監視事務に従事し、及び小売取引検査官の行う事務を整理する。

4　小売取引検査官は、命を受けて、取引監視事務に従事する。

5　卸取引検査管理官は、命を受けて、取引監視事務（電気の卸売に係る業務及び経理の監査（情報の分析を除く。）に関するものに限る。次項及び第七項において同じ。）に従事し、並びに上席卸取引検査官及び卸取引検査官の行う事務を整理する。

6　上席卸取引検査官は、命を受けて、取引監視事務に従事し、及び卸取引検査官の行う事務を整理する。

7　卸取引検査官は、命を受けて、取引監視事務に従事する。

（統括ネットワーク事業管理官、上席ネットワーク事業検査官、ネットワーク事業検査官、上席料金専門官及び料金専門官）

第六条　ネットワーク事業監視課に、統括ネットワーク事業管理官一人、上席ネットワーク事業検査官二人、ネットワーク事業検査官四人、上席料金専門官二人及びネットワーク事業検査官二人を置く。

2　統括ネットワーク事業管理官は、命を受けて、ネットワーク事業監視事務（業務及び経理の監査に関するもの、託送供給に係る供給条件に関するもの並びに第四条第二号に掲げるものに限る。附則第三条において同じ。）に従事し、並びに上席ネットワーク事業検査官、ネットワーク事業検査官、上席料金専門官及び料金専門官の行う事務を整理する。

3　上席ネットワーク事業検査官は、命を受けて、ネットワーク事業監視事務（業務及び経理の監査に関するものに限り、上席料金専門官及び料金専門官の所掌に属するものを除く。次項において同じ。）に従事し、及びネットワーク事業検査官の行う事務を整理する。

4　ネットワーク事業検査官は、命を受けて、ネットワーク事業監視事務に従事する。

5　上席料金専門官は、命を受けて、ネットワーク事業監視事務（託送供給に係る供給条件に関するもの及び第四条第二号に掲げるものに限る。次項及び附則第四条において同じ。）に従事し、及び料金専門官の行う事務を整理する。

6　料金専門官は、命を受けて、ネットワーク事業監視事務に従事する。

（雑則）

第七条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、事務局長が経済産業大臣の承認を受けて定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

（ネットワーク事業監視課の所掌事務の特例）

第二条　ネットワーク事業監視課は、ネットワーク事業監視事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、委員会の所掌事務に係る電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条の規定による改正後の電気事業法第二十一条第一項に規定する約款（次条及び附則第四条において「離島供給約款」という。）に関する事務をつかさどる。

（統括ネットワーク事業管理官の所掌事務の特例）

第三条　統括ネットワーク事業管理官は、ネットワーク事業監視事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、離島供給約款に関する事務に従事する。

（上席料金専門官及び料金専門官の所掌事務の特例）

第四条　上席料金専門官及び料金専門官は、ネットワーク事業監視事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、離島供給約款に関する事務に従事する。

告　示

○総務省告示第三百一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月三十一日

総務大臣　山本　早苗

一　名称	平成二十七年度年次射撃支援部隊
二　国外派遣期間	平成二十七年九月一日から平成二十七年十一月十九日まで
三　派遣人数（概数）	八十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○総務省告示第三百二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月三十一日

総務大臣　山本　早苗

一　名称	平成二十七年度年次射撃部隊
二　国外派遣期間	平成二十七年九月一日から平成二十七年十一月十日まで
三　派遣人数（概数）	五十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国ニューメキシコ州